

京都市告示第513号

土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき、平成29年9月27日付け京都市告示第357号により告示した特定有害物質によって汚染されている区域の指定を、同条第4項の規定に基づき、次のとおり解除します。

平成29年12月27日

京都市長 門川大作

1 指定を解除する区域

京都市下京区朱雀分木町85番及び86番 以上の地番の一部
市有地（未登記）

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

(環境政策局環境企画部環境指導課)